

宇城広域連合

- ①広域連合の運営
- ②ふるさと市町村圏計画に関すること
- ③介護認定審査会に関すること
- ④介護給付費等の支給審査（障害者）に関すること



共同処理

- ⑤消防に関すること
- ⑥し尿処理に関すること
- ⑦ごみ処理に関すること



- ⑧火葬場の運営等に関すること

■富合町に係る熊本県への事務の委託（公平委員会の事務）については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行います。

▼協議第27号 消防防災の取扱い（その3）

- 次とおり取り扱うものとして承認されました。

■常備消防

合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入します。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置します。

■非常備消防（消防団）

合併時に熊本市の制度に統合します。す。

■消防団運営交付金

合併時に熊本市の制度に統合します。

▼熊本市消防団運営交付金

交付の対象	交付金(年額)
団本部	770千円
分 団	260千円
部	
21人未満	40千円
21人以上31人未満	50千円
31人以上41人未満	60千円
41人以上51人未満	70千円
51人以上61人未満	80千円
61人以上	90千円

本市の制度に統合するものとして承認されました。

▼協議第18号 補助金・交付金等の取扱い

○両市町で同一または同種の補助金等に

ついては、原則として合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとして承認されました。

第10回 熊本市・富合町合併協議会開催

すべての合併協議を終了

とき 平成19年10月23日（火）
ところ KKRホテル熊本

専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「合併の期日」「議会の議員の定数及び任期の取扱い」及び「地域自治組織の取扱い」について会長へ報告があり、これらについて協議が行われ承認されました。また、前回提案と継続審議となつた3件が承認されました。これで、すべての協議項目の協議が終わりました。

承認された項目

また、合併後最初に行われる一般選挙においては、同法第8条第5項の規定（定数特例）を適用するものとして承認されました。

平成20年10月6日
新「熊本市」が誕生します



▼協議第2号 合併の期日

○合併の期日は、平成20年10月6日とするものとして承認されました。

▼協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

○市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定（定数特例）を適用

